

令和3年度 介護職員処遇改善加算等
取得促進支援事業

東京都社会保険労務士会と
「福祉・介護職員処遇改善コンサルタント」(社会保険労務士)が
「介護職員処遇改善加算」等取得のためのお手伝いをいたします。

従業員の給料アップにつなげ、人材の採用、定着を図るためにも
職場環境を改善し、処遇改善加算に併せて
「介護職員等特定処遇改善加算」を取得しましょう！

無料相談

処遇改善加算等を取得していない、
東京都内の
または
上位の加算を目指したい とお考えの
介護サービス事業所様へ

東京都社会保険労務士会では、東京都より委託を受け、都内介護サービス事業所向けに以下の取得、変更についての「無料電話相談窓口」を開設いたします。また、訪問により直接アドバイスをいたします。

- ・介護職員処遇改善加算の新規取得
- ・介護職員処遇改善加算の上位区分への変更
(処遇改善加算Ⅳ、Ⅴは廃止されました。令和4年3月31日までの経過措置期間中に、加算Ⅲ以上への上位加算取得を積極的に図りましょう！)
- ・介護職員等特定処遇改善加算の新規取得

原則、毎週 月・水・金曜日(祝日を除く)に開催！

※詳しくは東京都社会保険労務士会のホームページでご確認ください

フリー
ダイヤル

0120-179-117

受付時間／午前9:30～午後4:30

訪問でのアドバイスをご希望の場合、まずは、お電話にてご予約ください。
追って、福祉・介護職員処遇改善コンサルタントからご連絡いたします。



東京都社会保険労務士会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6

御茶ノ水ソラシティアカデミア4階

<https://www.tokyosr.jp>

訪問によるアドバイスお申し込み方法

1

予約申込

訪問によるアドバイスは事前予約となっております。
まずはお電話にてご予約ください。

フリーダイヤル 0120-179-117

原則、月・水・金(祝日を除く)受付時間／午前9:30～午後4:30

2

相談日時の決定

お電話でのご予約後、福祉・介護職員処遇改善コンサルタントより
折り返しご連絡差し上げます。その際に、相談日程の調整、相談内容
の確認等をいたします。

3

訪問1回目

現状の把握、要件の整理、取得区分の決定、必要書類等の指導・助言

4

訪問2回目

確認事項の整理、各種書類等の実務指導・最終確認

**福祉・介護職員処遇改善コンサルタントは、
雇用管理・労務管理の専門家である社会保険労務士です。**

東京都からの委託事業として実施する範囲の助言・指導については
事業所の費用負担はありません。

